

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画

概要版



平成 27 年 3 月
鹿児島市



はじめに

少子化等による人口構造の変化は、年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念され、わが国が直面する喫緊の課題となっています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、夫婦共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化する中で、男女共に保護者が子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの成長と子育てを社会全体で支援していくことが必要不可欠となっております。

このような中、国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布されました。また、平成26年4月には、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図る目的で、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されたところです。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成16年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」（第一期）を、平成22年に後期計画（第二期）を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

そしてこの度、妊娠・出産期から切れ目のない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後、国、県をはじめ関係団体や子育て支援団体等と連携しながら、この計画を着実に推進し、子どもを持ちたいと希望する人が安心して生み育てることができる社会の構築を図るとともに、社会の希望であり未来をつくる存在である子どもたちが明るく健やかに成長でき、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる環境づくりに努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えをいただきました子ども・子育て会議の委員の方々をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメント手続にご協力いただきました多くの市民の皆様、関係機関各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

鹿児島市長 森 博幸

目 次

計画策定にあたって

計画策定の趣旨	1
計画の対象・期間	1

子どもと子育て家庭を取り巻く状況

本市の人口推移	2
人口ピラミッド	2
出生数及び合計特殊出生率	3
家庭類型別世帯数の推移	3

計画の基本的な考え方

基本理念	4
基本的視点	4

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

提供区域	5
教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	6
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	7
子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	8

施策の展開

施策の体系	9
施策の概要	11
（ 1 ） 地域における子育て支援	11
（ 2 ） 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進	12
（ 3 ） 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	18
（ 4 ） 子育てを支援する生活環境の整備	20
（ 5 ） 職業生活と家庭生活との両立の推進	20
（ 6 ） 子どもの安全の確保	21
（ 7 ） 児童虐待対策の推進	22
（ 8 ） ひとり親家庭の自立支援の推進	23
（ 9 ） 障害のある子どもへの支援	24
（ 10 ） 配偶者等からの暴力に対する対策の推進	25
（ 11 ） 子育てに対する経済的支援	26

計画の推進にあたって	27
------------	----

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女がともに子どもを生み育てることに夢を持てる環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成16年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」（第一期）を、平成22年に後期計画（第二期）を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、また、平成26年4月には、次世代育成支援対策推進法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の対象・期間

(1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。

(2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

(3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

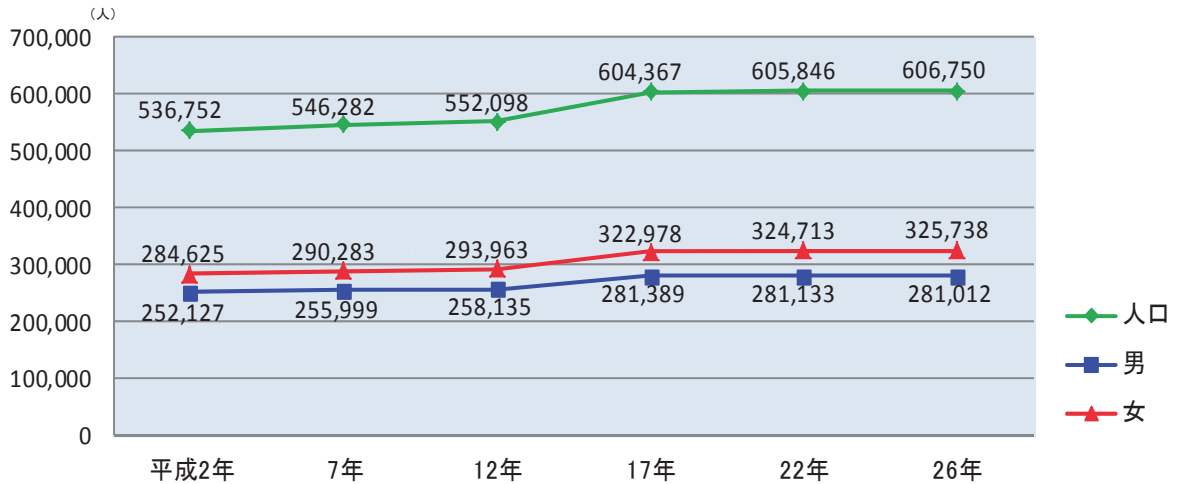
(4) 計画期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画とします。

子どもと子育て家庭を取り巻く状況

本市の人口推移

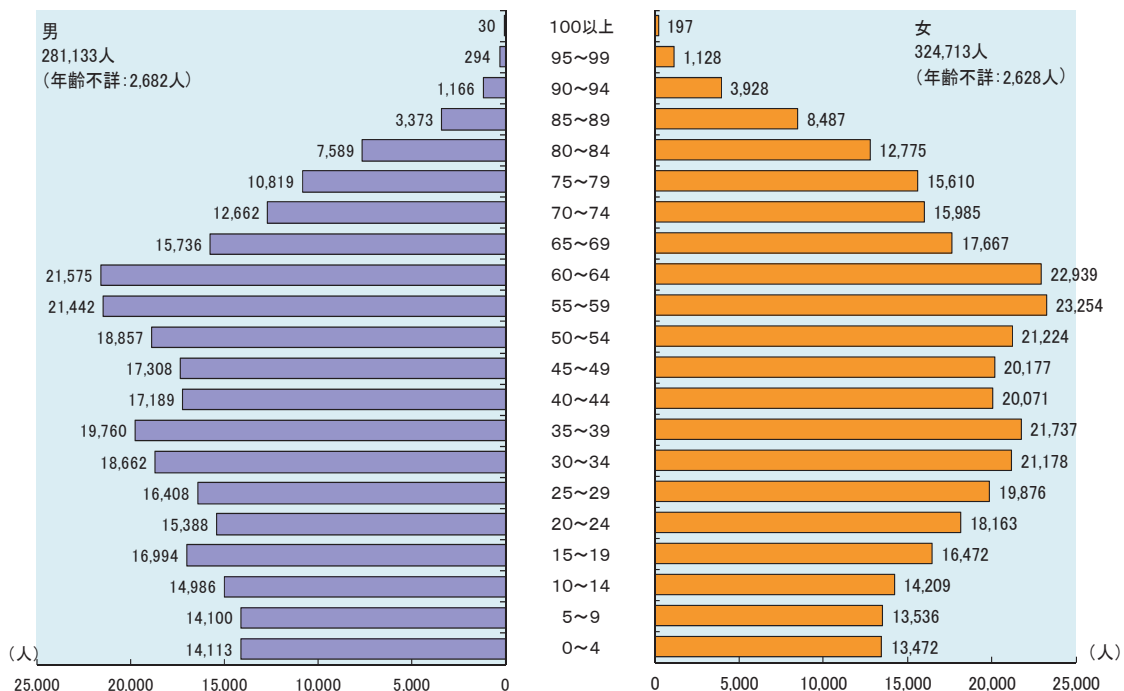
平成26年10月1日現在の鹿児島市の人口は606,750人です。平成22年の国勢調査の結果によると、本市の人口は605,846人で、人口規模では全国で第23番目、中核市47市中で第3番目の都市になっています。



資料：国勢調査、市推計人口
(各年10月1日現在)

人口ピラミッド

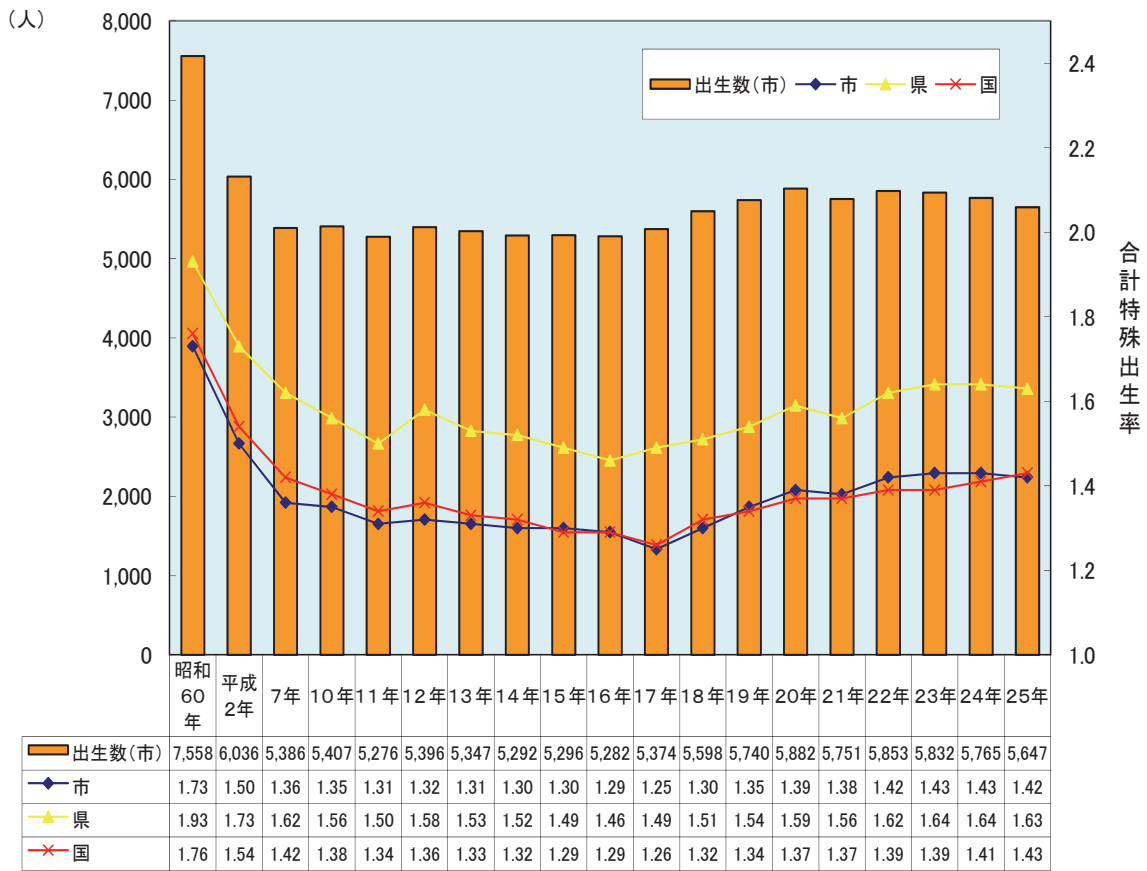
平成22年国勢調査における5歳階級ごとの人口ピラミッドは、昭和20年代前半と昭和40年代後半のベビーブームの時期に出生数が多かったことを反映し、人口構成としては2つのピークを形成しており、2段階の膨らみをもった「ひょうたん型」に近い形となっています。また、19歳以下の人口数は階級ごとに減少しており、少子化傾向が見られます。



資料：国勢調査

出生数及び合計特殊出生率

本市において、出生数は、平成17年の5,374人が平成25年には5,647人に、合計特殊出生率は、平成17年の1.25が平成25年には1.42と、近年微増傾向にあります。国の状況と同様に低い水準であり、依然として少子化が進行している状況です。

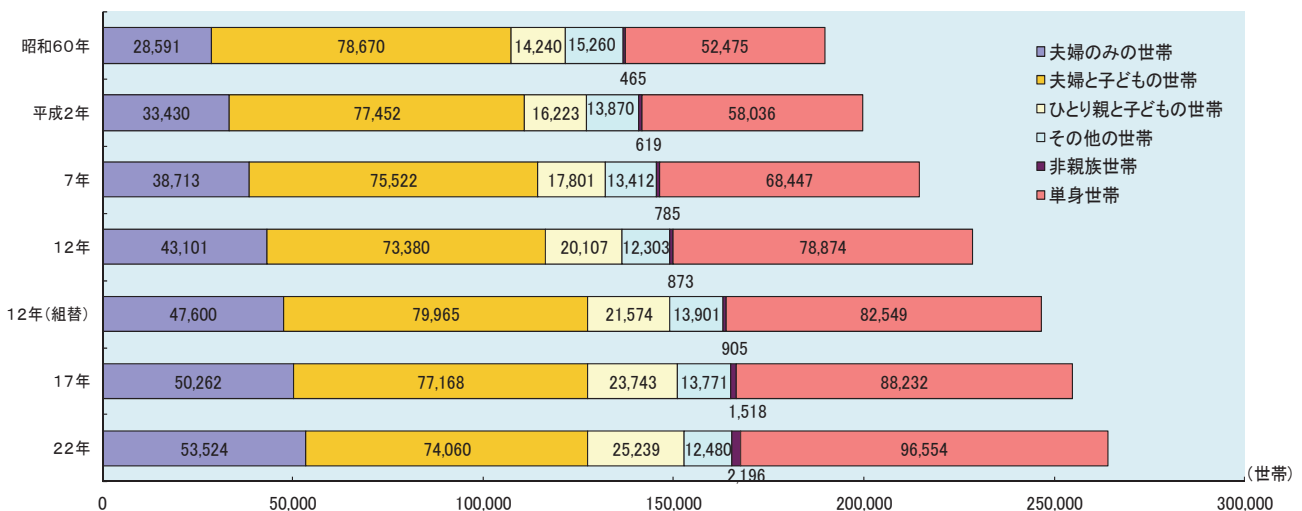


資料：かごしま市の保健と福祉

家庭類型別世帯数の推移

平成22年の一般世帯を家族類型別にみると、世帯主の親族関係にある世帯員のいる世帯が、165,303世帯で、全体の62.6%を占め、非親族世帯が2,196世帯で0.8%、単身世帯が96,554世帯で、36.6%となっています。

また、家族類型別の世帯数の推移は、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯、単身世帯がそれぞれ増加傾向にあります。



資料：国勢調査

計画の基本的な考え方

基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- ① 社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
 - ② 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり
 - ③ 子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくり
-

基本的視点

- ① 子どもの最善の利益を尊重する
 - ② 子どもの育ちを支援する
 - ③ 利用者の立場に立つ
 - ④ 社会全体で子育て支援を行う
 - ⑤ 仕事と生活の調和の実現を目指す
 - ⑥ 地域における社会資源を効果的に活用する
 - ⑦ サービスの質を向上させる
-

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

国及び県等と連携し、幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられていることから、次のとおり「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を定めます。

■ 教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	14 区域
■ 地域子ども・子育て支援事業	
<input type="checkbox"/> 延長保育事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業	小学校区域
<input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 新生児・妊産婦訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 育児支援家庭訪問事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点センター事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	14 区域
<input type="checkbox"/> 病児・病後児保育事業	市内全域
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査・健康相談事業	市内全域
<input type="checkbox"/> 利用者支援事業（特定、基本、母子保健型）	市内全域



教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら、次のとおり量を見込み、提供体制を確保していきます。

(全市域)

(単位：人)

	27年度					28年度					29年度				
	【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	6,801	2,418	6,618	2,015	4,328	6,789	2,414	6,616	1,979	4,224	6,726	2,392	6,495	1,946	4,156
	9,219					9,203					9,118				
②提供量	10,458	451	6,364	1,800	4,298	10,346	563	6,364	1,800	4,298	10,346	563	6,765	2,089	4,478
前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	380	300	190	—	—	135	10	41
②-①	1,690		▲254 (▲450)	▲215 (▲310)	▲30 (▲210)	1,706		128 (▲110)	121 (▲20)	264 (▲40)	1,791		405	153	363
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設					—					—				
地域型保育事業	—					—					—				

	30年度					31年度				
	【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	6,655	2,367	6,364	1,910	4,088	6,574	2,338	6,235	1,873	4,015
	9,022					8,912				
②提供量	10,346	563	6,900	2,099	4,519	10,346	563	6,900	2,099	4,519
前年度提供量	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0
②-①	1,887		536	189	431	1,997		665	226	504
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)					—				
地域型保育事業	—					—				

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
32.7%	36.4%	37.2%

30年度	31年度
37.8%	38.5%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	570
3号認定子ども	—

※「全市域」の数値は各地域の積み上げとなるため、表記上、一致していない個所がある。

(27年度, 28年度「②-①」欄 下段()内)

※一部地域において、国の基本指針に基づき、必要な整備を前倒しして行うこととしているため、「②-①」(不足分)と確保方策の数値(不足分に対して必要な整備数)は一致していない。(詳細は本編を参照)

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望される保護者の方は、利用のための認定を受けていただきます。以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっていきます。

- 【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
[利用先] 幼稚園、認定こども園
- 【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
[利用先] 保育所、認定こども園
- 【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合
[利用先] 保育所、認定こども園

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績	
延長保育事業	①量の見込み	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人	1,922人	
	②確保方策	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
放課後児童健全育成事業	低学年 (小1-3)	①量の見込み	5,193人	5,212人	5,278人	5,270人	5,265人	4,155人
		②確保方策	4,846人	5,014人	5,179人	5,232人	5,265人	
		②-①	▲ 347人	▲ 198人	▲ 99人	▲ 38人	0	
	高学年 (小4-6)	①量の見込み	917人	921人	931人	926人	925人	67人
		②確保方策	285人	420人	604人	745人	925人	
		②-①	▲ 632人	▲ 501人	▲ 327人	▲ 181人	0	
子育て短期支援事業	ショートステイ	①量の見込み	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日	888人日
		②確保方策	704人日	702人日	699人日	696人日	694人日	
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	トワイライト	①量の見込み	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日	0人日
		②確保方策	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日	
		②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
新生児・妊産婦訪問指導事業、 こんにちは赤ちゃん事業	①量の見込み	5,360人	5,272人	5,183人	5,086人	4,985人	5,593人	
	②確保方策	5,360人	5,272人	5,183人	5,086人	4,985人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
育児支援家庭訪問事業	①量の見込み	440人	432人	425人	417人	409人	387人	
	②確保方策	440人	432人	425人	417人	409人		
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人		
地域子育て支援拠点事業 (すこやか子育て交流館管理運営事業等)	①量の見込み	581,004人	569,112人	559,704人	549,972人	539,808人	310,734人	
	②確保方策	426,000人	453,000人	527,000人	539,000人	540,000人		
	②-①	▲ 155,004	▲ 116,112	▲ 32,704	▲ 10,972	192人		
一時預かり事業 (幼稚園等・1号認定)	①量の見込み	17,869人日	17,862人日	17,535人日	17,183人日	16,832人日	実績なし	
	②確保方策	17,869人日	17,862人日	17,535人日	17,183人日	16,832人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
一時預かり事業 (幼稚園等・2号認定)	①量の見込み	603,619人日	603,377人日	592,354人日	580,463人日	568,606人日	実績なし	
	②確保方策	603,619人日	603,377人日	592,354人日	580,463人日	568,606人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
一時預かり事業 (その他)	①量の見込み	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日	44,325人日	
	②確保方策	53,926人日	56,059人日	58,377人日	60,897人日	63,636人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
病児・病後児保育事業	①量の見込み	9,952人日	10,798人日	10,960人日	10,960人日	10,960人日	6,337人日	
	②確保方策	8,750人日	9,375人日	10,000人日	10,625人日	11,250人日		
	②-①	▲ 1,202人日	▲ 1,423人日	▲ 960人日	▲ 335人日	290人日		
ファミリー・サポート・センター事業	①量の見込み	5,597人日	5,583人日	5,590人日	5,569人日	5,534人日	5,536人日	
	②確保方策	5,597人日	5,583人日	5,590人日	5,569人日	5,534人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
妊婦健康診査・健康相談事業	①量の見込み	63,844人日	62,767人日	61,592人日	60,369人日	59,218人日	68,259人日	
	②確保方策	63,844人日	62,767人日	61,592人日	60,369人日	59,218人日		
	②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日		
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業基本型分)	①量の見込み	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所	実績なし	
	②確保方策	1か所	2か所	3か所	4か所	5か所		
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所		
保育コーディネーター配置事業 (利用者支援事業特定型分)	①量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	2か所	
	②確保方策	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所		
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所		
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業母子保健型分)	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	実績なし	
	②確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所		
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所		

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

また、増大する保育需要に対して、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であると考えています。

そのようなことから、本市における認定こども園の整備については、特に幼保連携型認定こども園は市が認可権を有することから、児童福祉法に基づく「鹿児島市保育所等整備計画」において待機児童解消策の一つとして掲げることとしており、ニーズ調査結果や保育量の提供体制とのバランスを考慮しつつ、整備を進めます。

また、県が認定権を有する幼稚園型認定こども園についても、整備計画との調和を図るとともに、県と連携した取組を行います。

なお、移行にあたって必要となる施設整備につきましては、国の補助金等を活用し、支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督及び評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図っていきます。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所等から小学校への円滑な接続を図るため、子どもの育ちを支えるための資料の送付や幼・保・小連絡会等を通じ、連携の推進に努めていきます。

施策の展開

施策の体系

(1) 地域における子育て支援

- ① 地域における子育て支援サービスの推進
- ② 保育サービスの推進
- ③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援
- ④ 子どもの健全育成
- ⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携
- ⑥ 民生委員・児童委員との協働
- ⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発
- ② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 小児保健医療の推進
- ⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進
- ⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実
- ⑨ 指標及び目標一覧

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ① 次世代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ① 良質な住宅の確保
- ② 良好な居住環境の確保
- ③ 安全な道路交通環境の整備
- ④ 安心して外出できる環境の整備
- ⑤ 安心・安全なまちづくりの推進等





(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供
- ② 保育サービス等の提供のための基盤整備

(6) 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもへの支援

(7) 児童虐待対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 関係機関等との連携
- ③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報
- ④ 育児不安を抱える家庭への支援

(8) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 子育てや生活に関する支援
- ③ 就業に関する支援
- ④ 養育費の確保
- ⑤ 経済的な支援

(9) 障害のある子どもへの支援

- ① 障害の早期の発見及び対応の推進
- ② 障害のある乳幼児への保育の推進
- ③ 障害のある児童生徒への教育の推進
- ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進
- ⑤ 経済的な支援

(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 緊急一時保護の実施及び自立への支援
- ③ 若年者へのDV予防教育の実施

(11) 子育てに対する経済的支援

- ① 各種手当の支給
- ② 子どもやひとり親の医療費助成
- ③ 保育料等の軽減
- ④ 保育所及び幼稚園等への助成
- ⑤ 学校教育における助成

(1) 地域における子育て支援

地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活基盤であり、そこに住む人々が協力して子どもを見守るという機能を果たしてきました。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスを推進するとともに、学校の余裕教室など公共施設の余裕空間の子育て分野への活用や町内会、母親クラブなど市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

① 地域における子育て支援サービスの推進

共働き家庭等を含めたすべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

② 保育サービスの推進

多様な保育需要に対応して、広く市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

④ 子どもの健全育成

近年の都市化・核家族化等の進行による子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを目的として、地域において子どもの健全育成を推進します。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を推進します。

⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、校区公民館、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

⑥ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

母親クラブの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や10代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来のよい親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

ア 妊婦健康診査の重要性の普及啓発

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。

イ 妊娠中の喫煙、飲酒等についての啓発

喫煙や飲酒をはじめ、感染症の予防、適切な食習慣と体重管理、休養、口腔衛生の保持など、早期産予防や産後の健康管理に係わる情報提供に努めます。

② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供に努めるとともに、安全性を確保しつつ、満足できる出産について、妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

ア 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

母親や家族が自らの責任に基づいて分娩方法を決めるために、母親の声や専門家の意見を取り入れた情報を提供するなど、母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及に努めます。

イ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援

妊娠早期からの保健指導の実施とともに、妊娠・分娩・産じょく・育児にかかわる保健や福祉サービスを推進し、切れ目ない支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。

ウ 妊婦にやさしい環境づくり

女性の社会進出が進む中、妊娠・出産が安全で快適なものとなるような取組を行います。また、公共施設での取組の推進やマタニティマークの普及啓発に努めます。

エ 産後の心の支援

妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図るため、妊娠中から産後にかけて相談や訪問指導等の活用を促すとともに、医療機関等と連携をとりながら、マタニティブルーや産後うつ病の早期発見など産後の心のケアに努めます。

また、ハイリスク母子の訪問指導を推進します。

③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するとともに、未熟児など親にとって育てにくい要素を持つ子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

ア 父親と母親が育児を楽しめるための支援

親の育児不安、悩みを軽減するために、乳幼児の訪問指導・育児教室などの開催を通して子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めるとともに、発達段階に応じた相談及び指導や心のケアの推進を図ります。

(ア) きめ細やかな相談と育児に関する情報提供の実施

育児不安等を軽減し、母親が心身ともに健康で育児ができるようにきめ細やかな相談や情報提供に努めます。

(イ) 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育の実施

保護者の方々の仲間づくりのきっかけになる健康診査や母子保健教育に努めます。

(ウ) 父親が参加しやすい「健康教室」の実施

父親が進んで参加することができる健康教室等を開催します。

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策

健診等の未受診家庭（きょうだい児を含む）の状況を把握し、受診等に結びつけるとともに、保健・福祉サービスの情報提供に努めます。また、妊娠の届け出時面接や妊娠・出産や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉機関、医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整えます。

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母親が育児で孤立化することを防ぐため、父親や家庭、地域の育児能力を高めることや、育児中の親に対して温かな声かけのできる取組を推進するなど、親子を見守り支える地域のネットワークづくりに努めます。

(ア) 医療、保健、福祉、地域との連携

関係機関・団体等と連携を図りながら、子育て中の家庭を支援します。
また、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟に努めます。

(イ) 地域における育児支援の推進

地域で活動している子育てグループ等を支援し、地域で子育てを支える環境づくりに努めます。

(ウ) 母子保健にかかわる関係者の研修会の実施

母子保健関係者等の方々への研修会を開催します。

エ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

育てにくさを感じる親が、育児に余裕と自信を持ち親としての役割を發揮できるよう、親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会を目指した支援に努めます。

(ア) 相談支援

育てにくさを感じる親が、「気づき」の段階から相談できるよう相談支援体制の充実に努めます。

(イ) 同じ課題を持つ親への支援

育児に対する不安などを強く感じている保護者への相談会等を開催します。

(ウ) 養育支援を必要とする乳幼児の早期発見・早期支援

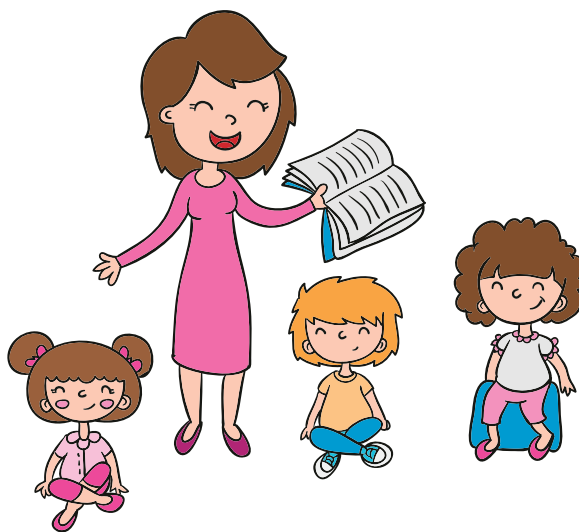
新生児訪問や医療機関等との連携により、養育支援を必要とする乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携して早期支援につながるよう努めます。

(エ) 発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援

発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診を通じ、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

(オ) 保育所・幼稚園等との連携

保育所・幼稚園等に通う、より専門的な支援が必要な子どもを適切な支援につなげるため、巡回支援や訪問支援を行うとともに、発達支援事業所や学校と連携するなど、子どものライフステージに応じた支援につながるよう努めます。



④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

ア 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

社会環境を考慮し、子どもの健康と性に関する教育の推進と、家庭における思春期学習や親子の対話が進むよう、保護者へ情報の提供を行います。

(ア) 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症）の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、命の大切さや人間尊重の精神などに基づく性教育を推進し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健・医療従事者等による専門的な指導や講演会を実施します。

(イ) 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための教育や身体の健康について、正しい情報を提供します。

イ 思春期相談の推進

思春期の心、体の成長に伴う悩みなどの相談や性感染症とその早期発見・治療のための相談の推進を図ります。

ウ 市民や関係機関への情報の提供と協力体制の構築

医療機関等との連携を図り、相互学習や定期的な情報交換の場を持つとともに、人材育成を図ります。

⑤ 食育の推進

「第二次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てることができるように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

ア 小児保健医療水準の向上

周産期を含む小児期全般にわたる医療体制の整備に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(ア) 小児保健医療体制の整備

救急医療など小児医療の推進に努めるとともに、医療体制の整備を図ります。
また、乳幼児健康診査における育児支援の強化、関係機関との連携を図ります。

(イ) 医療費負担の軽減

養育医療費等の給付や保険診療による医療費の一部を助成します。

イ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

家庭や地域が一体となってSIDS予防のための取組を推進します。

ウ 予防接種推進への取組

予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の勧奨に努めます。

エ 不慮の事故防止対策への取組

子どもの不慮の事故防止のための啓発に努めます。

オ 歯科口腔保健の推進

妊婦及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた歯や口の健康維持に関する指導及び啓発に努めます。

⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

ア 慢性疾病児童等地域支援協議会の設置

慢性的な疾病を抱える子どもが将来自立することができるよう、行政、医療機関、教育機関、民間団体等で構成する協議会を設置し、地域の支援体制等について協議します。

イ 個別支援の推進

親が抱える不安や悩みを軽減するための相談会を開催します。

ウ 保護者の医療費負担の軽減

小児慢性特定疾病の医療費を給付します。

エ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組

慢性疾病を抱える子どもやその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、慢性疾病を抱える子どもの自立支援のため必要な事業に取り組めます。

⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊治療に関する相談などの推進を図ります。

⑨ 指標及び目標一覧

No	指 標	26年度	31年度 (目標値)
1	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.1% (※2)	0.0%
2	妊娠・出産について満足している者の割合	55.0%	70.0%
3	積極的に育児をしている父親の割合	28.5% (※2)	50.0%
4	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	96.1%	100.0%
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.1%	95.0%
6	育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている親の割合	87.3%	90.0%
7	十代の人工妊娠中絶率 (※1)	13.7 (※2)	6.5
8	むし歯のない3歳児の割合	79.5% (※2)	85.0%

※1 分母に15～19歳の女子人口、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算(女子人口千対)

※2 25年度実績

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の実施など教育内容・方法の改善が図られるような施策を推進します。

また、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園等を含みます。

① 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることに夢を持てる社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、広報・啓発に努めます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開するなかで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

ア 確かな学力の育成

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の実施や情報教育の内容及び環境の整備、学校の活性化、諸学力調査を活用した取組などを推進します。

また、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

イ 豊かな心の育成

子どもの心に響く道徳教育の推進を図るとともに、地域と学校との連携協力による奉仕活動・体験活動を推進するなどの取組を実施します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

ウ 健やかな体の育成

幼児期における遊びや運動を一層奨励・推進するとともに、児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

さらに、幼児期からの健康教育を奨励・推進することで、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持するために必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けることができるよう努めます。

エ 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得た学校運営を行い社会全体で子どもたちを育み、各学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにするとともに、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営の改善に努めます。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

オ 幼児教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの基本的な認識に立ち、今日の乳幼児を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、保育所・私立幼稚園等の関係団体との連携のもと、心の教育や知的発達を促す教育など、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の質の向上に努めます。

③ 家庭や地域の教育力の向上

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進を図りながら、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場としてとらえ、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や子どもの遊びの場である公園緑地の拡大に努めます。

また、安心して子どもと外出ができるように公共施設に子ども用の設備の設置を促進するとともに、妊産婦や子どもが安心して安全に通行できる道路交通環境の整備に努めます。

① 良質な住宅の確保

建替等に当たっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。
また、子どものいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

② 良好な居住環境の確保

住みよい環境づくりと地域活動の活性化を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりや、省エネルギー建材等の使用に関する情報提供を行い、環境共生住宅の普及に努めます。

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

④ 安心して外出できる環境の整備

少子高齢化の進行に対応したバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい環境の整備を進めます。

⑤ 安心・安全なまちづくりの推進等

犯罪や交通事故、自然災害を未然に防止し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進するため、各地区の防犯団体や防犯パトロール隊等への支援を行うとともに、地域の安全確保に関する自主的な活動の促進を図ります。

また、防犯灯の整備を促進し、明るく住みよいまちづくりを推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子育て支援施策の充実のみならず、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和の双方を実現することが必要です。

そのため、保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

保育所等整備計画に基づく待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(6) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との連携、情報交換、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育を推進します。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めるとともに、保護者に対して、チャイルドシートの着用効果及び着用方法についての正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

また、自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の推進に努めます。

イ 登校・登園時の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

③ 被害に遭った子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

(7) 児童虐待対策の推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

② 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

④ 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。



(8) ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が増加しており、また、ひとり親家庭の貧困率が50%を超えている中で、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に努めます。

このようなことから、自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。

① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

③ 就業に関する支援

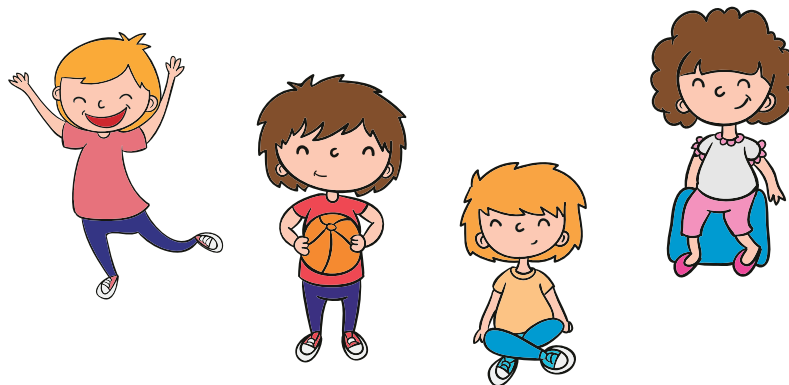
雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各面から支援を行います。

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。



(9) 障害のある子どもへの支援

障害のある子ども及び保護者に対する早期からの相談・療育・援助及び健常児との統合保育により、障害のある子どもの健全な発達を支援します。

また、身近な地域で安心して生活できるようにするとともに、保護者の悩み解消と障害の軽減・自立の促進が図れるような施策を推進します。

① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

② 障害のある乳幼児への保育の推進

保育所や幼稚園等において、障害児保育を推進します。

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛パスの交付などにより社会参加を促進します。

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

配偶者等に暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女共同参画を妨げることとなります。

また、その暴力や言動を見聞きする子どもに与える影響は、大きいものがあります。

このような状況を改善するため、配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めるとともに、関係機関と密接に連携して被害者を支援する体制を整えます。

① きめ細やかな相談の実施

配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

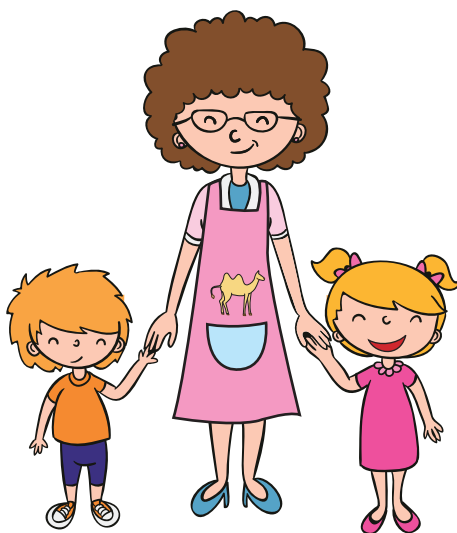
② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

③ 若年者へのDV予防教育の実施

予防教育などの学習機会を通して子どもたちにDVやデートDV（交際相手等からの暴力）についての正しい情報を提供するとともに、子どもたちがお互いの人権を尊重して男女は対等な関係であることを理解し、DVの被害者にも加害者にもならないようにするための環境づくりに努めます。



(11) 子育てに対する経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な負担もさることながら、保育料や教育費などの経済的負担は大きなものがあるため、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

このことは、子どもの貧困対策にも資するものとなります。

① 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

② 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

③ 保育料等の軽減

保護者の経済的負担を減らすため、保育所等の保育料を国が定める基準より軽減し、私立幼稚園保育料の補助を行うとともに、保育所等の利用に必要な物品の購入等に要する費用を助成します。

また、保育所や私立幼稚園等に入所する第3子以降の子どもを有する世帯の経済的負担を軽減します。

④ 保育所及び幼稚園等への助成

職員の資質向上と保育・教育内容の向上を図るため、私立保育所や私立幼稚園等に助成します。

⑤ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。

計画の推進にあたって

この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

行政の役割

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援並びに、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育園や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、庁内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。

なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画期間の中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを行います。

家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

地域の役割

子どもは地域社会とのかかわりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、町内会や市民団体、企業などさまざまな主体が活動する中で、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組む必要があります。

企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の見直しに取り組む必要があります。

各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援する必要があります。

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行 鹿児島市

編集 鹿児島市子育て支援推進課・保育課・母子保健課
鹿児島市山下町11番1号

電話 099-216-1259

